

ほ そうぐ にちじょうせいかつようぐ 4. 補装具・日常生活用具

(1) 補装具費の支給

[身・知・精]

補装具とは、身体の失われた部分や思うように動かすことのできないような障がいの部分を補って日常生活や就労を容易にするために必要な用具をいいます。補装具費の支給を受けることができるのは、身体障害者手帳の交付を受けている方に限りますので、手帳の交付を受けていない方は、まず手帳の交付を受ける必要があります。ただし、介護保険対象者で、介護保険でサービス提供されるものは対象外です。

1 対象者

*身体障害者手帳の交付を受けている方

2 申請に必要なもの

①支給申請書 ②身体障害者手帳 ③印鑑

注) 補装具の種類によっては、医師の意見書や宮城県リハビリテーション支援センターの判定が必要になりますので事前に相談してください。



3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 補装具の種類

『肢体不自由』……義肢(義手・義足)、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具、重度障害者用意思伝達装置

『視覚障がい』……眼鏡、義眼、盲人安全つえ

『聴覚障がい』……補聴器

5 費用負担

本人または配偶者の課税状況により、一割を負担していただくことになっています。ただし、世帯の所得に応じた上限月額(1ヵ月あたりの限度額)があります。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料です。

◇詳しくは、福祉事務所生活福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

(2) 日常生活用具の給付・貸与

[身・知・精]

重度の身体障がい者(児)及び重度の知的障がい者(児)、精神障がい者が自立した生活を送れるよう便宜を図るため日常生活用具の給付または貸与(所得税非課税世帯に属する方のみ)を受けられる制度です。

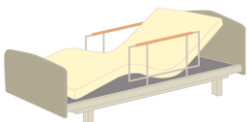
1 対象者

*身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

2 申請に必要なもの

①申請書 ②身体障害者手帳または療育手帳、精神障害保健福祉手帳
③印鑑

*給付条件に当てはまらない場合は医師の要否意見書が必要です。



3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 対象となる用具の種類

給付の範囲については用具の種類ごとに、障がい等級や程度により異なります。用具の種類ごとに耐用年数が定められており、同じ用具の給付を再度希望する場合は、耐用年数の期間経過後でなければ給付できません。（ただし、修理不能等により給付が可能な場合もありますので詳細についてはご相談ください）

	種目	対象の障がい	給付条件
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢または体幹機能障がい	学齢児以上で障がい等級1・2級 (訓練用ベッドは18歳未満)
	訓練用ベッド		
	特殊マット		3～18歳未満：障がい等級1・2級
	特殊尿器		学齢児以上で常時介護が必要な方
	入浴担架		3歳以上で障がい等級1・2級
	体位変換器		学齢児以上で障がい等級1・2級
	移動用リフト		3歳以上で障がい等級1・2級
	訓練用椅子		3歳以上で障がい等級1・2級（テーブル付属のもの原則）
自立生活支援用具	入浴補助用具		3歳以上
	便器		学齢児以上で障がい等級1・2級
	棒状・T字杖つえ	平衡機能また下肢若しくは体幹機能障がい	学齢児以上
	移動・移乗支援用具		3歳以上
	頭部保護帽	平衡機能または下肢若しくは体幹機能・知的・精神障がい	3歳以上で障がい等級は知的はA、精神は1級であっててんかん発作により頻繁に転倒する人
	特殊便器	上肢障がい	学齢児以上で障がい等級1・2級か18歳未満の知的A
	火災警報器	身体・知的・精神障がい	感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯
	自動消火器		
	電磁調理器	視覚障がい	18歳以上で視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯
	歩行時間延長信号機用小型送信機		学齢児以上で障がい等級1・2級
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい	18歳以上で障がい等級1・2級で聴覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい	3歳以上で障がい等級3級以上
	吸入器（ネブライザー）	呼吸機能障がい等	学齢以上で障がい等級3級以上または同程度と認められる方
	電気式たん吸引器		
	酸素ボンベ運搬車	身体障がい	医療保険における在宅酸素療法を行っている方
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障がい	学齢児以上で障がい等級1・2級で、視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯（体重計は18歳以上）
	視覚障害者用体重計		
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメータ）	内部疾患障がい者	医療保険における在宅酸素療法を行っている方や人工呼吸器を常時必要とする方
排泄支援用具	蓄便袋	直腸機能障がい	人工肛門造設者
	蓄尿袋	ぼうこう機能障がい	人工ぼうこう造設者
	紙おむつ等（洗腸用具や衛生用品）	身体障がい	3歳以上で、先天性の身体機能の障がいまたは治療によって快復の見込みのないストマ周辺の異常があり紙オムツを必要とする方
		身体・知的障がい重複	3歳未満で脳性麻痺等により四肢麻痺や体幹機能障がいのある方
	収尿器	身体障がい	高度の排尿機能障がい

情報支援用具	携帯用会話補助装置	音声若しくは言語機能障がいまたは肢体不自由	発声、発語に著しい障がいがある方	
	点字ディスプレイ	視覚、聴覚障がい複合	18歳以上で障がい等級1・2級	
	点字器	視覚、聴覚障がい複合	学齢児以上で障がい等級1・2級	
	点字タイプライター			
	視覚障害者用ポータブルレコーダー			
	視覚障害者用活字文書読上げ装置			
	視覚障害者用拡大読書器			
	視覚障害者用時計(音声式含む)			18歳以上で障がい等級1・2級かつ、障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯
	点字図書			情報の入手を主に点字による方
	聴覚障害者用通信装置	聴覚、発声・言語機能障がい	学齢児以上で発声・発語に著しい障がいを有し緊急連絡などの手段が必要な方	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい	本装置によってテレビの視聴が可能になる方	
	人工喉頭	音声・言語機能障がい	喉頭摘出者で、本装置によって発声が可能になる方	

5 費用負担

本人または配偶者の課税状況により、一割を負担していただくことになっています。ただし、世帯の所得に応じた上限月額（1ヵ月あたりの限度額）があります。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料です。

◇詳しくは、福祉事務所生活福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

(3) 重度身体障害者（児）住宅改修費給付

[身・知・精]

重度の身体障がい者の日常生活における段差解消や利便性をはかり住環境を改善し、居室・トイレ・浴室等の一部を障がいに応じ使いやすく改造する場合、原則1回で20万円を限度に住宅改修費の補助が受けられます。ただし、介護保険認定者は対象となりません。

1 対象者

- * 下肢、体幹機能障がいの方（1級～3級）
- * 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいによる身体障がい者または学齢児以上の障がい児（3級以上）の方
- * 特殊便器への取替えについては上肢障がい（1・2級）の方

2 申請に必要なもの

- ①申請書、②改修工事図面、③改修工事見積書、④改修前の写真、⑤印鑑

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 改修の範囲

段差の解消、滑り防止及び移動の円滑等のため床材の変更、引き戸等への取替え、手すりの取付け、洋式便器等への取替え、その他前記の改修に付帯して必要となる住宅改修

5 費用負担

本人または配偶者の課税状況により、一割を負担していただくことになっています。ただし、世帯の所得に応じた上限月額（1ヵ月あたりの限度額）があります。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料です。

◇詳しくは、福祉事務所生活福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

